

令和7年度輸出拡大チャレンジ事業助成金交付要領

(目 的)

第1条 この要領は、いばらきグローバルビジネス推進協議会（以下「協議会」という。）が実施する輸出拡大チャレンジ事業に係る助成金交付事業（以下「助成事業」という。）の適正かつ円滑な運営に必要な事項を定めることを目的とする。

(助成対象事業及び経費等)

第2条 助成対象事業並びにそれに係る助成対象経費、助成率、助成限度額、助成金交付事業の対象者（以下「助成対象者」という。）及び助成期間は、別表に掲げるとおりとする。

(助成金の交付申請)

第3条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、助成事業の目的及び内容、同事業に要する経費その他必要な事項を記載した助成金交付申請書（様式第1号）に係る書類を添えて、協議会会長（以下「会長」という。）が別に定める期日までに提出しなければならないものとする。

(助成金の交付決定)

第4条 会長は、前条の申請書の提出があった場合は、当該申請書の内容を審査し、必要かつ適当と認められる経費について助成金の交付決定を行い、交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 前項の審査は、協議会に設置する輸出拡大チャレンジ事業審査委員会（以下「審査委員会」という。）において行うものとする。

なお、審査委員会の組織及び運営については、協議会が作成する事業審査委員会設置要領（以下「設置要領」という。）において定める。

(助成事業の採択基準)

第5条 助成事業は、設置要領に定める基準を総合的に勘案し、充足性の高いものから予算の範囲内で採択するものとする。

(申請の取り下げ)

第6条 第4条の規定による助成金の交付の決定を受けた者（以下「助成事業者」という。）は、当該通知に係る助成金の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、交付決定通知書を受領した日から20日以内にその旨を記載した書面を会長に提出して、申請の取り下げをすることができるものとする。

2 前項の規定による申請の取り下げがあったときは、当該申請に係る助成金の交付の決定はなかったものとみなすものとする。

(内容変更の承認等)

第7条 助成事業者は、次のいずれかに該当する変更をしようとするときは、あらかじめ協議会に申し出るものとし、その指示を受けなければならないものとする。

- (1) 助成期間の延長
- (2) 申請書に記載された助成事業の内容変更
- (3) 助成対象経費の追加

2 前項に規定する申出により協議会が必要と判断した場合は、変更承認申請書（様式第3号）

を会長に提出し、その承認を受けなければならないものとする。

3 会長は、前項の規定による申請があった場合は、当該申請書の内容を審査し、必要に応じ交付決定の内容を変更又は条件を付し、変更申請承認書兼交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

4 助成事業者は、助成事業の全部若しくは一部を中止し又は廃止しようとするときは、あらかじめ中止（廃止）承認申請書（様式第5号）を会長に提出し、その承認を受けなければならないものとする。

5 会長は、前項の規定による申請があった場合は、当該申請書の内容を審査し、中止（廃止）申請承認書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

（遅延等の届出）

第8条 助成事業者は、助成事業が予定する事業期間内に完了することができないと見込まれるとき又は助成事業の遂行が困難となったときは、速やかに遅延等報告書（様式第7号）を会長に提出し、その承認若しくは指示を受けなければならないものとする。

（助成事業の遂行）

第9条 助成事業者は、助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって助成事業を行い、助成金を他の用途へ使用してはならないものとする。

（助成事業の実績報告）

第10条 助成事業者は、助成事業が完了したときは、当該事業が完了した日から起算して30日以内又は令和8年3月31日のいずれか早い日までに、実績報告書（様式第8号）に関係書類を添えて会長に提出しなければならないものとする。この場合において、第12条ただし書きの規定による概算払を受けたときは、概算払精算書（様式第14号）を併せて提出するものとする。

2 助成事業者は、会長からの求めがあったときは、速やかに中間報告書（様式第9号）に関係書類を添えて会長に提出しなければならない。

3 助成事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書（様式第10号）により、会長に速やかに報告しなければならないものとする。

（助成金の額の確定）

第11条 会長は、前条第1項の規定による報告書の提出を受けた場合において、当該報告書等の書類を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、助成事業の成果が助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成金確定通知書（様式第11号）により助成事業者に通知するものとする。

（助成金の支払）

第12条 会長は、前条の規定により交付すべき助成金の額を確定した後、助成金を助成事業者に対し支払うものとする。ただし、助成金の交付決定後に必要があると認められる経費については、交付決定額の90パーセント以内の額を概算払することができる。

（助成金の交付請求）

第13条 助成事業者は、前条の規定により助成金の支払を受けようとするときは、第11条の規定による助成金の額の確定通知を受けたのちに、精算払請求書（様式第12号）により、会長

に助成金の支払請求を行うものとする。

- 2 助成事業者は、前条ただし書の規定による助成金の概算払を受けようとするときは、概算払請求書（様式第 13 号）により、会長に助成金の支払請求を行うものとする。

（助成金の交付決定の取消し）

第 14 条 会長は、助成事業者が、助成金を他の用途へ使用し、その助成事業に関して助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（助成金の返還）

第 15 条 会長は、前条の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、助成金の当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずることができる。

（加算金）

第 16 条 助成事業者は、前条の規定による助成金の返還を命じられたときは、その命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、その返還を命じた助成金の額に年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を納付しなければならないものとする。

（延滞金）

第 17 条 会長は、助成金の返還を命じ、これが納付期日までに納付されなかったときは、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴収するものとする。

（財産の処分の制限）

第 18 条 助成事業者は、助成事業により取得し、又は効用の増加した機械等（以下「財産」という。）については、助成事業が完了した後も、善良な管理者の注意をもって管理するものとする。

- 2 助成事業者は取得した財産で、取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上の財産は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数に相当する期間処分してはならない。

- 3 助成事業者のやむを得ない理由により前項に規定する財産を処分しようとするときは、あらかじめ財産処分申請書（様式第 15 号）を会長に提出し、その承認を受けなければならないものとする。

- 4 会長は、前項の規定による承認をした助成事業者が財産の処分をしたことにより収入があったときは、助成金に相当する額を限度として、その収入の全部又は一部を納付させることができるものとする。

（成果の発表）

第 19 条 協議会は、助成事業者に対し、助成事業の成果について発表会等を通して発表することを求めることができるものとする。

（立入検査等）

第 20 条 会長は、助成事業の適正を期するため必要があると認めたときは、助成事業者に報告させ、又は協議会事務局員にその事務所、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(助成金の経理)

第 21 条 助成事業者は、助成金に係る経理についてその収支を明確にした証拠の書類を整備し、かつ、これらの書類を助成事業が完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間保存しなければならないものとする。

(その他)

第 22 条 会長は、この要領に定めるもののほか、助成事業の円滑かつ適正な運営を行うために必要な事項を別に定めることができる。

付 則

この要領は、令和 5 年 5 月 1 7 日から施行する。

付 則

この要領は、令和 6 年 4 月 2 5 日から施行する。

付 則

この要領は、令和 7 年 5 月 7 日から施行する。

別表（第2条関係）

助成対象経費		助成率・ 助成限度額	助成対象者	助成期 間
経費区分	内容			
商品改良・開発に伴う経費	原材料費、設備導入・改良・修繕費、調査分析外注費、機械装置等リース料、パッケージデザイン外注費、委託料、雑役務費、資料購入費、雑費、印刷製本費、その他協議会事務局と協議の上必要と認められる経費	左記の助成対象経費のうち、会長が事業の実施に必要と認めた額とする。	(1) 県内に本社又は事業所を有する中小企業者及びそれらを含む組合・特定非営利活動法人 (2) (1) 以外の者で会長が特に必要と認める者	交付 決定 年度内
営業活動に伴う経費	旅費（宿泊費含む）、会場賃借料、通信運搬費、資料購入費、雑費、印刷製本費、ホームページ制作費、展示会出展に係る経費、通訳料、翻訳料、委託料、その他協議会事務局と協議の上必要と認められる経費	助成率 1／2以内 助成限度額 200万円	(3) (1) 又は(2)に該当する者で、次のいずれの要件も満たす者 ① 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨	
支援コーディネーター配置に伴う経費	海外販路の獲得を支援するコーディネーター・専門家等の配置に係る委託料、その他協議会事務局と協議の上必要と認められる経費	左記の助成対象経費のうち、会長が事業の実施に必要と認めた額とする。 助成率 10／10以内 助成限度額 [事業採択1年目] 500万円 [事業採択2年目以降] 300万円	城県条例第36号) 第2条第1号から第3号に規定する者でないこと及び役員等が同条第2号及び第3号に規定する暴力団関係者でないこと。 ② 茨城県税に未納のないこと。	

- ※1 助成対象事業の実施に伴う収入があった場合は、助成対象経費から収入額を控除した額と、交付決定額のいずれか低い額を助成金の額とする。
- ※2 事業中、国又はこの要領によらない本県の助成金等を充当している部分については、助成対象経費としない。
- ※3 助成金額に千円未満の端数があるときには、その端数金額を切り捨てる。